

参考資料集

— 目次 —

(和解制度)

参考 8-1	EU型和解制度の概要	1
参考 8-2	環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要（独占禁止法関係）	3
参考 8-3	意見聴取手続の概要	4
参考 8-4	諸外国における和解制度等の概要	5

(課徴金の賦課方式)

参考 9-1	諸外国における制裁金等の賦課規定	6
参考 9-2	最高裁平成 18 年 3 月 1 日判決（抜粋）	7
参考 9-3	EUにおける単独行為に対する主要な決定事例	8
参考 9-4	EUにおけるカルテル事案の「故意・過失」に係る解釈	9

(行為類型による相違)

参考 10-1	行為類型ごとの課徴金規定の概要	10
参考 10-2	行為類型別の法的措置件数	12
参考 10-3	優越的地位の濫用事案における審判事件の概要	13
参考 10-4	下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて	14
参考 10-5	独占禁止法の課徴金の現行算定率及び設定根拠一覧	15

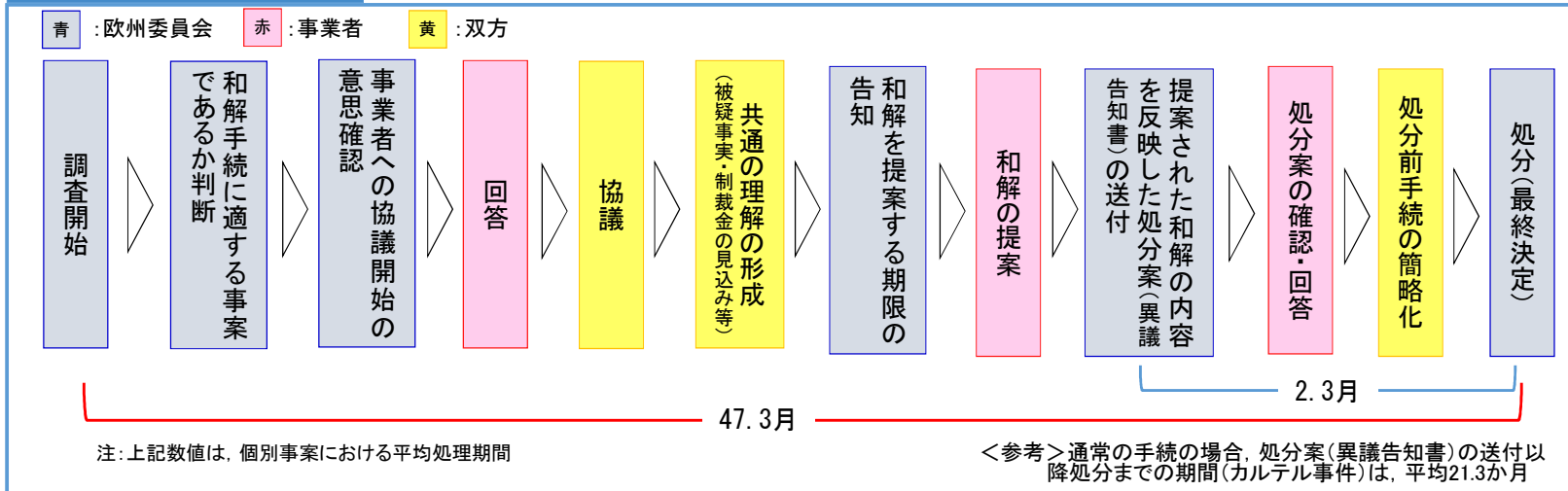
EU型和解制度の概要

参考8-1

1. 制度

- ◆ 和解手続 (settlement procedure) とは、平成20年6月に導入された制度であり、欧州委員会のカルテル事件処理において、違反事実等について事業者の同意が得られた場合に、簡略化された手続で処分を行うまでの一連の手続。
- ◆ 目的は、事件処理の迅速化・効率化を図ることにより全体としての抑止力を向上させつつ公共の利益を増大させるため、処分(最終決定)前手続の簡略化により、手続の効率化を図ること。

2. 手続(基本的な流れ)



3. 効果等

- ◆ 違反行為を認定した上で、**制裁金を10%減額**。
- ◆ 異議告知書及び最終決定に和解の提案の内容が反映されている場合、事業者は、通常処分前手続で行われる事件記録の開示及び意見聴取を要請できない。
- ◆ 異議告知書及び最終決定文の記載が簡略化。

(注)「COMMISSION REGULATION (EC) No 622/2008 of 30 June 2008 amending Regulation (EC) No 773/2004, as regards the conduct of settlement procedures in cartel cases」,
「Commission Notice on the conduct of settlement procedures in view of the adoption of Decisions pursuant to Article 7 and Article 23 of Council Regulation (EC) No 1/2003 in cartel cases (2008/C 167/01)」(以下「和解手続告示」という。)による。

E U型和解制度の概要

4. メリット

- ◆ 欧州委員会にとってのメリット：
 - ① 手続の効率化によるリソースの節約
 - ② リソースを他の事件に投入することによる抑止力の向上と法執行全体の効率化
 - ③ 訴訟回避
- ◆ 事業者にとってのメリット：
 - ① 制裁金の10%減額
 - ② 手続の迅速化によるリソースの節約
 - ③ 最終決定文の情報量減少による私訴（損害賠償訴訟等）リスクの軽減

（注）和解手続告示，欧州委員会ウェブサイトQ&A（Cartel case settlement），亀岡悦子「EU競争法の最近の動向と実務上の留意点」（『公正取引』727号）による。

5. 運用状況

- ◆ 2010年5月に初の和解手続適用事件が処理され，2010年から2015年3月までの間に決定が採択されたカルテル事件28件のうち，17件が和解手続により処理されている。

6. 事件例

<事件概要（2013年7月10日決定）>

- ◆ 自動車部品の製造業者である住友電気工業，矢崎総業，古河電気工業，S-Y Systems Technologies（SYS：矢崎総業の完全子会社）及びLeoniが，自動車メーカー（トヨタ，ホンダ，日産及びルノー）向けのワイヤーハーネスの供給に関し，5つのカルテルを行っていた事案
- ◆ 制裁金総額は，合計1億4179万1000ユーロ
（和解手続告示に基づき，各社の制裁金をそれぞれ10%減額）

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要(独占禁止法関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、独占禁止法の違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との合意により自主的に解決する制度の導入に関する規定を整備する必要がある。

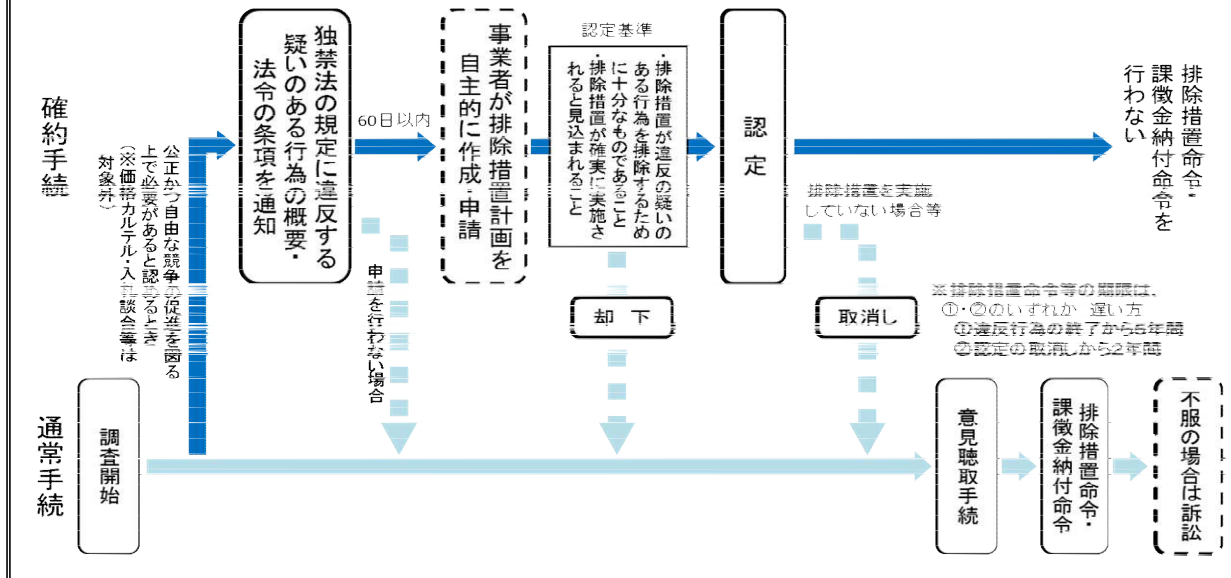
3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

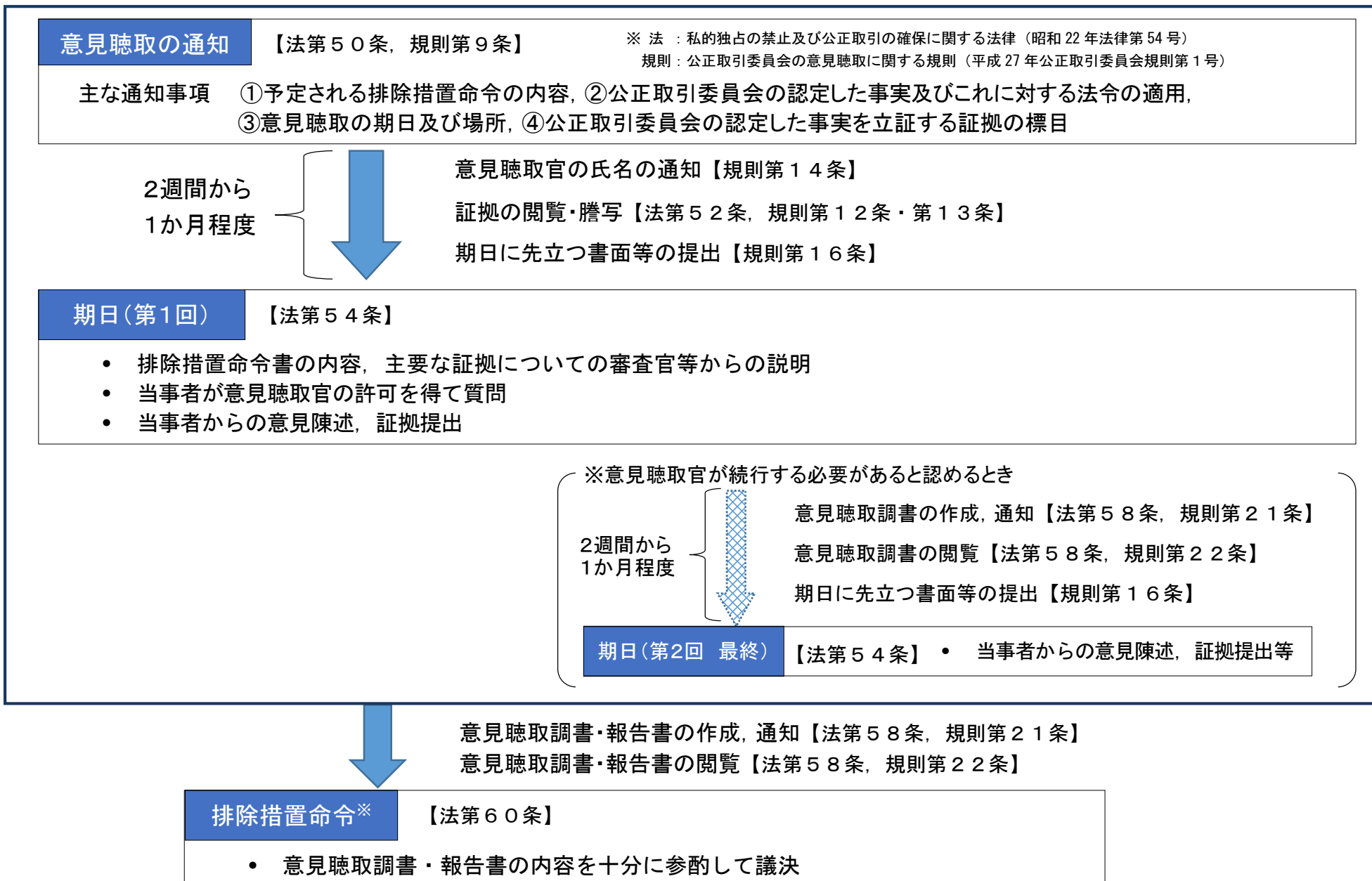
2. 改正の概要

- ・ 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する仕組み(確約手続)を導入する。
- ・ このような仕組みは、競争上の問題の早期是正、当局と事業者が協調的に事件処理を行う領域の拡大に資するものである。

<新たに導入する仕組み(確約手続)の概要>



○意見聴取手続の流れ (イメージ)



※ 課徴金納付命令については, 法第62条第4項及び規則第23条に準用規定が置かれており, 排除措置命令と同様の流れで意見聴取手続が行われる。

諸外国における和解制度等の概要

参考8-4

	EU	英国	仏国	独国	米国	豪州
名称	Settlement	Early Resolution Agreement	Procedure of no contest of Objections	Settlement	司法取引 (plea bargaining)	Cooperation Policy for Enforcement Matters
施行	2008年7月1日	2006年以降 (運用開始)	2001年5月15日	1990年代以降(運用開始) (2007年以降に活発化)	刑事事件全般において、米国内に元々存在した制度	1998年10月公表 (それ以前から運用) (2002年7月名称変更)
対象行為	カルテルのみ	カルテル、市場支配的地位の濫用	反競争的協定(水平・垂直)、市場支配的地位の濫用等	カルテル、垂直制限、市場支配的地位の濫用の制裁金を課す事案の全て	カルテル	限定はない
提案者	欧州委員会 (関係当事業者に協議開始の意思確認)	不明	関係当事業者	・連邦カルテル庁から和解の可能性を説明 ・関係当事業者からの提案も可能	司法省	関係当事業者
条件	・違反行為の自認 ・最大限許容できる制裁金額等の提示 ・異議の内容につき十分な告知を受けたこと、十分に意見を述べる機会が与えられたことの確認 ・事件記録へのアクセスを要求せず、口頭聴聞を要求しないこと	・違反行為の自認 ・審査への協力	異議告知書記載の事実について争わないこと	違反行為の自認	・基礎事実を争う権利の放棄 ・司法取引の内容によっては、控訴権も放棄	・重要な証拠の提出 ・調査協力の確約 ・他社に違反行為の参加を促した者又は違反行為の首謀者でないこと ・違反歴がないこと
適用基準	合理的な時間内に共通理解に達する可能性、手続効率化の達成の程度、関係当事業者の和解への関心の程度、対象事業者数等を考慮して欧州委員会が判断	不明	申請内容、背景事情、和解による迅速化及び簡素化のメリット等を考慮して首席報告官が判断	不明	不明	不明
提案時期 (期限)	協議開始の意思確認に対し、関係当事業者が欧州委員会が設定した期限(2週間以上)内に書面で回答	異議告知書の送付後にされた和解事例が多い	異議告知書の受理から2か月以内(異議告知書には記載事項につき争わないことができる旨の記載がされている)	調査の初期段階から提案可能 (訴訟手続の段階でも和解が締結され得る)	不明	不明
事前協議	あり(違反立証に係る証拠開示、意見表明の機会付与がある。証拠に基づく協議を通じて違反行為の範囲変更があり得る)	あり	あり	あり(違反行為の範囲についても交渉が可能)	あり(有罪を認める事実の範囲、司法省に対する協力の具体的内容、司法省が裁判所に対して要請する量刑等について交渉)	あり
制裁金の減額	10%減	不明	・争わない点で10%減 ・問題解消措置を勧告して追加的に5~15%減	最大10%減	基準なし	原則30%減
効果	禁止決定に至る事前手続の簡略化(事件記録の開示範囲限定、口頭聴聞の省略、異議告知書及び決定文の記載等簡略化)	不明	異議申立辞退(これにより首席報告官は報告書を作成することなく競争委員会に送ることができる)	関係当事業者が異議告知書の送付を不要とした場合、違反行為が記載された簡潔な概要文書を送付	訴訟手続の簡略化	(ACCCと関係当事業者の連名による共同準備書面を裁判所に提出)

諸外国における制裁金等の賦課規定

参考9-1

	根拠法令	法令上の規定
EU	理事会規則第1/2003号	第23条 第2項 欧州委員会は、決定により、故意又は過失によって次の行為を行った事業者及び事業者団体に対し、制裁金を課することができる。 …違反に参加した事業者及び事業者団体に対する制裁金は、直前の事業年度における総売上高の10パーセントを超えないものとする。 第3項 制裁金の額を定めるに当たっては、違反の重大性及び期間を考慮するものとする。
英国	競争法	第36条 第1項 事業者間の協定が第1章の規定に違反する場合には、事業者に対し、当該違反に関する制裁金の支払いを要求することができる。 第2項 事業者の行為が第2章の規定に違反する場合には、事業者に対し、当該違反に関する制裁金の支払いを要求することができる。 第3項 事業者が故意又は過失によって違反行為を行ったと認定された場合には、第1項及び第2項に基づき、制裁金を課することができる。 第4項 本条に基づき課される制裁金額は、当該事業者の売上高の10パーセントを超えてはならない。
仏国	商法典	第L.464-2条 第1項 …競争委員会は、関係人に制裁金の支払いを命ずることができる…この制裁金は、行為の重大性、経済に与えた損害の大きさ、行為者の状況、違反行為の再発の可能性を勘案して、対象事業者又は団体ごとに個別に決定される。…制裁金の最高額は、一事業者について、違反行為が実行された営業年度以降に終了した営業年度のうち最も高い営業年度における全世界での税抜き売上高の10パーセントとする。違反者が事業者でない場合は、最高額は300万ユーロとする。
独国	競争制限禁止法	第81条 第1項 故意又は過失により次の行為を行った者は、秩序違反を行ったものとされる。 1. EU機能条約第101条第1項に反して、合意を行い、決定を行い、又は協調的行動を行うこと 2. EU機能条約第102条第1文に反して、支配的地位を濫用すること 第4項 …制裁金は、当局による決定の直近事業年の当該事業者又は事業者団体の総売上高の10%を超えてはならない。総売上高の算定は単一の事業体として活動する全ての自然人及び法人の全世界の売上高を基礎としなければならない。総売上高の総計は推定することができる。…制裁金の額の決定に当たっては、違反の重大性及び期間を斟酌しなければならない。
米国	シャーマン法	第1条 各州間若しくは外国との取引又は通商を制限するすべての契約、トラストその他の形態による結合又は共謀は、これを違法とする。違法とする契約を締結し、結合し、又は共謀する者は重罪を犯したものとし、有罪の決定があったときには、法人の場合には1億ドル以下の罰金に処し、その他の者の場合には100万ドル以下の罰金若しくは10年以下の禁錮に処し、若しくは裁判所の裁量により、これを併料する。 第2条 州間の又は外国との取引を独占し、独占を企図し、又は独占する目的を持って他の者と結合又は共謀する者は重罪を犯したものとし、有罪の決定があったときには、法人の場合には1億ドル以下の罰金に処し、その他の者の場合には100万ドル以下の罰金若しくは10年以下の禁錮に処し、又はこれを併料する。
韓国	独占規制及び公正取引に関する法律	第6条 公正取引委員会は、市場支配的事業者が濫用行為をした場合には、当該事業者に対し、大統領令の定める売上額に100分の3を乗じて得た額を超えない範囲において、課徴金を課することができる。ただし、売上額がなく又は売上額の算定が困難な場合であって大統領令の定める場合においては、10億ウォンを超えない範囲内において、課徴金を課することができる。 第22条 公正取引委員会は、第19条第1項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、大統領令の定める売上額に100分の10を乗じた金額を超えない範囲内において、課徴金を課することができる。ただし、売上額がない場合には、20億ウォンを超えない範囲内において、課徴金を課することができる。
中国	独占禁止法	第46条 事業者がこの法律の規定に違反して独占的協定を締結し、これを実施した場合には、独占禁止法執行機関は、違法行為の停止を命じ、違法な所得を没収するとともに、前年度の売上高の1%以上10%以下の制裁金を課す。締結された独占的協定が実施されていない場合には、50万元以下の制裁金を課することができる。 第47条 事業者がこの法律の規定に違反して市場の支配的地位を濫用した場合には、独占禁止法執行機関は、違法な行為の停止を命じ、違法な所得を没収するとともに、前年度の売上高の1%以上10%以下の制裁金を課す。 第49条 第46条、第47条…の定める制裁金に関し、独占禁止法執行機関は、違反行為の性質、程度、実行期間等の要素を考慮して、その具体的な金額を決定しなければならない。

最高裁平成18年3月1日判決(抜粋)

最判平成18年3月1日・平成12年(行ツ)第62号・(行ヒ)第66号(国民健康保険料賦課処分取消等請求事件)

国民健康保険の保険料に対する租税法律主義(憲法第84条)の適用の有無が争われた事案

- 1 論旨は、本件条例が定める保険料の賦課総額の算定基準は不明確、かつ、不特定であり、本件条例において保険料率を定めず、これを告示に委任することは、租税法律主義を定める憲法84条又はその趣旨に反し、法81条に違反するなどというものである。
- 2 国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてでなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法84条に規定する租税に当たるといふべきである。...したがって、上記保険料に憲法84条の規定が直接に適用されることはないといふべきである...
- 3 もっとも、憲法84条は、課税要件及び租税の賦課徴収の手續が法律で明確に定められるべきことを規定するものであり、直接的には、租税について法律による規律の在り方を定めるものであるが、同条は、国民に対して義務を課し又は権利を制限するには法律の根拠を要するという法原則を租税について厳格化した形で明文化したものといふべきである。したがって、国、地方公共団体等が賦課徴収する租税以外の公課であっても、その性質に応じて、法律又は法律の範囲内で制定された条例によって適正な規律がされるべきものと解すべきであり、憲法84条に規定する租税ではないという理由だけから、そのすべてが当然に同条に現れた上記のような法原則のらち外にあると判断することは相当ではない。そして、租税以外の公課であっても、賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するものについては、憲法84条の趣旨が及ぶと解すべきであるが、その場合であっても、租税以外の公課は、租税とその性質が共通する点や異なる点があり、また、賦課徴収の目的に応じて多種多様であるから、賦課要件が法律又は条例にどの程度明確に定められるべきかなどその規律の在り方については、当該公課の性質、賦課徴収の目的、その強制の度合い等を総合考慮して判断すべきものである。
市町村が行う国民健康保険は、保険料を徴収する方式のものであっても、強制加入とされ、保険料が強制徴収され、賦課徴収の強制の度合いにおいては租税に類似する性質を有するものであるから、これについても憲法84条の趣旨が及ぶと解すべきであるが、他方において、保険料の用途は、国民健康保険事業に要する費用に限定されているのであって、法81条の委任に基づき条例において賦課要件がどの程度明確に定められるべきかは、賦課徴収の強制の度合いのほか、社会保険としての国民健康保険の目的、特質等をも総合考慮して判断する必要がある。
 4(1)...このように、本件条例は、保険料率算定の基礎となる賦課総額の算定基準を明確に規定した上で、その算定に必要な上記の費用及び収入の各見込額並びに予定収納率の推計に関する専門的及び技術的な細目にかかわる事項を、被上告人市長の合理的な選択にゆだねたものであり、また、上記見込額等の推計については、国民健康保険事業特別会計の予算及び決算の審議を通じて議会による民主的統制が及ぶものといふことができる。
 そうすると、本件条例が、8条において保険料率算定の基礎となる賦課総額の算定基準を定めた上で、12条3項において、被上告人市長に対し、同基準に基づいて保険料率を決定し、決定した保険料率を告示の方式により公示することを委任したことをもって、法81条に違反するといふことはできず、また、これが憲法84条の趣旨に反するといふこともできない。

EUにおける単独行為に対する主要な決定事例

参考9-3

事件名 及び 決定日	違反行為者名	事例の概要	制裁金額(€)
Microsoft (37792) 2004/3/24	Microsoft	<ul style="list-style-type: none"> ・競合他社の製品に対して、Windows OSが搭載されたパソコンと非Microsoft社製のワーク・グループ・サーバーとの互換性を制限した。 ・Windows media playerをWindows OSに抱き合わせて販売した。 	497,196,304
Intel (37990) 2009/5/13	Intel Corporation	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な取引先に対して、必要なCPUの全量又はほぼ全量を自社から購入することを条件に、リベートを与えた。 ・主要な取引先のうち、競合他社の製品の取り扱いを延期、中止又は制限している取引先に報酬を与えた。 	1,060,000,000
Telekomunikacja Polska (39525) 2011/6/22	Telekomunikacja Polska S.A.	<ul style="list-style-type: none"> ・競合他社に対して、国内のブロードバンド市場における同社のネットワークにアクセスすることを拒否した。 ・競合他社に対して、同社の「卸売ブロードバンド・インターネット接続製品」の提供を拒否した。 	127,554,194
Romanian Power Exchange /OPCOM (39984) 2014/3/5	S.C.OPCOM S.A	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先企業に対して、それらの企業の国籍や所在地によって取引上の差別を行った。 ・電力取引所の1日前市場(Day-Ahead market)及び日中市場(Intraday market)の参加者に対して、ルーマニアの付加価値税登録をするように、また、事業拠点をルーマニア国内に設立するように要請した。 	1,031,000
Motorola- Enforcement of GPRS standard essential patents (39985) 2014/4/29	Motorola Mobility LLC	<ul style="list-style-type: none"> ・自社が保有するスマートフォンに係る標準必須特許がアップルインコーポレイテッドに侵害されているとして、その差止めの請求をした。 ・特許権侵害に対し差止請求訴訟を提起することは、一般的には特許権者にとって合理的な救済手段であるが、標準必須特許を保有しているモトローラは、当該特許をFRAND条件でライセンスする旨を「欧州電気通信標準化機構(ETSI)」に対して約束しており、かつ、差止訴訟を提起されているアップルインコーポレイテッドはFRAND条件でライセンス契約を締結する意思があることから、本件の標準必須特許に基づく差止請求は、支配的地位の濫用行為に当たるとされた。 	<p>欧州裁判所にはEU機能条約第102条に関連する本件のような事例についての判例がなく、また、加盟国の裁判所は同様の争いについて異なる見解を出していることを理由に、制裁金は課されなかった。</p>

Case C-681/11 – Judgment of the Court (Grand Chamber) of 18 June 2013 Bundeskartellamt v Schenker & Co. AG and Others

違反行為が故意又は過失によって行われたという問題に関して・・・違反行為者が自らの行動が競争法に違反していることに気付いているか否かは問わず、その行動の反競争的な性質を知っていたはずであれば、その条件は満たされる。

“In relation to the question whether an infringement has been committed intentionally or negligently ... that condition is satisfied where the undertaking concerned cannot be unaware of the anti-competitive nature of its conduct, whether or not it is aware that it is infringing the competition rules of the Treaty”

Case T-11/06 – Judgment of the General Court (Third Chamber) of 5 October 2011 Romana Tabacchi v Commission

・・・競争法違反が故意に行われたと見なされる場合とは、違反行為者が自らの行動が競争法に違反すると認識している必要はなく、その行動が競争を制限し得ると知り得たのであれば足りる。

“...for an infringement of the competition rules to be regarded as having been committed intentionally, it is not necessary for an undertaking to have been aware that it was infringing those rules; it is sufficient that it could not have been unaware that its conduct was aimed at restricting competition”

Case COMP/37614 – Interbrew + Alken Maes, O.J. [2003] L 200/1

・・・Interbrewが国際的大企業であること、Alken-Maesが国際企業グループのメンバーであることは、法的・経済的知識へのより容易なアクセスと、自らの行為が違法であり、競争法の下にその行為から生じる結果に気付くことを容易にする基盤を持つと欧州委員会は考える。

“The Commission considers that...Interbrew, as a large international undertaking, and Alken-Maes, as a member of an international group, have easier access to legal and economic knowledge and infrastructures which enable them more easily to recognise that their conduct constitutes an infringement and be aware of the consequences stemming from it under competition law.”

Case COMP/33708 – PO/British Sugar Plc, O.J. [1999] L 76/1

・・・それらの事業者は、自らの行為が潜在的に加盟国との取引に影響を及ぼすと認識し得たはずである。この事実認定は、British Sugarの事例については、1986年に当該事業者がコンプライアンスプログラムを導入したという事実によって補強される。・・・要するに、本件の具体的事実についての客観的評価は、4社全てが故意に違反行為を行ったという結論を導く。

“...the companies concerned could not have been unaware that their conduct potentially affected trade between Member States. Moreover, in the case of British Sugar, all these findings are reinforced by the fact that in 1986 it had introduced a comprehensive Community competition law compliance programme, ... To sum up, an objective evaluation of the concrete factual circumstances of this case leads to the conclusion that all four companies concerned committed the infringement intentionally.”

Case C-240/82 – Judgment of the Court (Fifth Chamber) of 10 December 1985 Stichting Sigarettenindustrie v Commission

SSI(違反行為事業者加盟する団体名)のメンバーは、価格協定を結ぶことにより競争を制限することを知り得たはずである。また、彼らは国内全ての市場と他の加盟国から輸入する関連商品をカバーしていたので、加盟国との取引においても当然に自らの価格協定が影響するであろうと知り得たはずである。このことから、欧州委員会が少なくとも事業者が怠慢であったと考えたのは正当である。

“The members of the SSI could not have been unaware that by concluding agreements increasing prices they restricted competition. Nor could they have been unaware that the agreements had to be considered likely to affect trade between Member States, since they covered the whole of a national market and concerned products imported from another Member State. The Commission therefore rightly took the view that the applicants had been at least negligent.”

行為類型ごとの課徴金規定の概要

	違反行為類型 (根拠規定)	導入趣旨	算定基礎	算定期間 (上限)	算定率 (原則)
不当な取引制限	対価に係る販売 (7条の2第1項)	カルテルによる経済的利得を徴収することによって公正を確保するとともに、違反行為を抑止すること	(一般的な価格カルテル事案) 一定の取引分野における競争を実質的に制限する違反行為の対象商品又は役務の範疇に属する商品又は役務であって、その違反行為による相互拘束を受けたものの売上額(購入額)	違反行為の実行としての事業活動を行った日から違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間 (3年)	10%
	対価に係る購入 (7条の2第1項)	・独占禁止法第4条の「競争」の定義において、供給することに係る競争と供給を受けることに係る競争が同列に規定されていること ・独占禁止法第2条第6項では、購入カルテルが販売カルテルと区別することなく「不当な取引制限」として規定されていること ・違反事業者が自由に購入価格を決定し、経済的利得を得ることができ、経済実態としては販売カルテルとは変わらないと考えられること	(一般的な入札談合事案) 一定の入札市場(一定の取引分野)における受注調整の基本的な方法や手順等を取り決める行為(以下「基本合意」という。)の対象とされた商品又は役務のうち、基本合意に基づき個別物件における受注予定者を具体的に決定するための受注調整行為等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものの売上額(購入額)		10%
私的独占	支配型 (7条の2第2項)	経済実態としては価格カルテル等が行われた場合と同様の競争制限効果が生じていること	① 被支配事業者に供給した当該商品又は役務(当該被支配事業者が違反行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。)の売上額及び ② 違反行為に係る一定の取引分野において供給した当該商品又は役務(当該被支配事業者に供給したものを除く。)の売上額	同上	10%
	排除型 (7条の2第4項)	・「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ことを要件としており、競争秩序に及ぼす影響が大きいこと ・一旦他の事業者の事業活動が排除されてしまうと、市場における競争を回復させることは困難であること ・金銭的利得が生じるため、排除措置だけでは違反の抑止が困難であること ・平成8年以降法案提出までの間に、法的措置を採った事案が9件あり課徴金の対象とすることにより、違反行為に対する抑止力を高める必要があると考えられたこと	① 違反行為に係る一定の取引分野において供給した商品又は役務(当該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に供給したものを除く。)の売上額及び ② 違反行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する他の事業者に供給した当該商品又は役務(当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する当該他の事業者が当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。)の売上額	違反行為をした日から違反行為がなくなる日までの期間 (3年)	6%

	違反行為類型 (根拠規定)	導入趣旨	算定基礎	算定期間 (上限)	算定率 (原則)
不公正な取引方法	共同の取引拒絶 ※10年以内に同一の違反行為類型により排除措置命令等を受けている場合に限る (20条の2)	・違法性が比較的明確であること	(直接の取引拒絶の場合) 供給拒絶等の対象となった商品又は役務と同一の商品又は役務の売上額であって、被拒絶事業者の競争事業者に対するもの (間接の取引拒絶の場合) ① 供給拒絶等の対象となった商品又は役務と同一の商品又は役務の売上額であって、拒絶事業者に対するもの ② 供給拒絶等の対象となった商品又は役務と同一の商品又は役務の売上額であって、被拒絶事業者の競争事業者に対するもの ③ 供給拒絶等の対象となった商品又は役務と同一の商品又は役務であって、拒絶事業者が違反事業者に対して供給したものの売上額	同上	3%
	差別対価 ※同上 (20条の3)	・差別対価が不当廉売と密接な関係にあること ・課徴金の対象とすることにより抑止力を強化すべきとの立法政策上の要請が強かったこと	差別的な対価をもって供給された商品又は役務の売上額	同上	3%
	不当廉売 ※同上 (20条の4)	・違法性が比較的明確であること ・課徴金の対象とすることにより抑止力を強化すべきとの立法政策上の要請が強かったこと	廉売の対象となった商品又は役務の売上額	同上	3%
	再販売価格拘束 ※同上 (20条の5)	・違法性が比較的明確であること	(直接の価格拘束) 価格拘束の対象となった商品の売上額であって、価格拘束を行った商品を販売した事業者に対するもの (間接の価格拘束) 価格拘束の対象となった商品の売上額であって、価格拘束を行った商品を直接販売した事業者に対するもの	同上	3%
	優越的地位の濫用 ※継続してするものに限る (20条の6)	・私的独占の予防規制とは位置付けられていないこと ・協賛金や派遣社員の強要などの行為により不当な利得が生じる蓋然性が高いため、違反行為への誘引が強く、課徴金による抑止が必要であること ・実際に法的措置を採った事案が相当数あること	優越的地位の濫用行為を受けた相手方との取引額(当該相手方が複数ある場合は違反行為のそれぞれの相手方との間における取引額の合計額)	同上	1%

行為類型別の法的措置件数^(注1)

内容 ^(注2)		年度																											合計
		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
私的独占		0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	11
不当な取引制限	価格カルテル ^(注3)	3	9	14	9	9	1	4	10	3	1	1	1	3	2	3	2	4	3	6	8	5	6	5	1	8	5	2	128
	入札談合・受注調整	1	4	4	20	14	19	20	5	16	17	18	10	33	30	14	22	13	6	14	2	17	4	12	19	9	2	5	350
	その他のカルテル ^(注4)	0	0	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	9
	小計	4	13	19	30	24	21	24	15	19	19	20	12	36	33	17	24	17	9	20	11	22	10	17	20	17	7	7	487
不公正な取引方法	再販売価格の拘束	0	0	2	0	4	1	1	1	5	2	2	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	25
	その他の拘束・排他条件付取引	2	0	1	4	0	0	2	0	2	1	0	3	0	0	2	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	21
	取引妨害	0	1	1	0	1	0	1	1	1	1	0	1	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	15
	優越的地位の濫用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	5	2	2	0	4	2	1	3	0	1	1	0	24
	その他	1	6	4	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	21
小計	3	7	8	4	5	1	4	2	9	6	3	6	2	3	7	8	2	4	3	5	4	2	5	0	1	2	0	106	
事業者団体の禁止行為等		0	2	4	0	2	2	3	3	0	1	3	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	25
合計		7	22	31	34	31	24	31	21	31	27	27	18	38	37	25	35	19	13	24	17	26	12	22	20	18	10	9	629

(注1) 法的措置件数は、勧告、排除措置命令、排除措置を命じなかった場合の課徴金納付命令の発出ベースでカウントしたもの。

(注2) 複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

(注3) 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

(注4) 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

優越的地位の濫用事案における審判事件の概要

事件名	課徴金額	違反行為の相手方の数	課徴金に係る 違反行為期間	審判手続開始日 (審決日)
(株)山陽マルナカ	2億2216万円	165名	平成19年5月19日～ 平成22年5月18日	平成23年10月19日 (審判係属中)
日本トイザラス(株) (注)	2億2218万円 (審決)	115名 (審決)	平成21年1月6日～ 平成23年1月31日	平成24年4月11日 (平成27年6月4日)
(株)エディオン	40億4796万円	127名	平成20年9月6日～ 平成22年11月29日	平成24年4月24日 (審判係属中)
(株)ラルズ	12億8713万円	88名	平成21年4月20日～ 平成24年3月13日	平成25年10月17日 (審判係属中)
ダイレックス(株)	12億7416万円	78名	平成21年12月17日～ 平成24年12月16日	平成26年8月27日 (審判係属中)

(注) 当初命令では、課徴金額は3億6908万円、違反行為の相手方の数は117名であった。

下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて

平成20年12月17日
公正取引委員会

公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)に違反し下請事業者に重大な不利益を与えた親事業者に対して、下請法第7条の規定に基づき、下請事業者が受けた不利益を回復するために必要な措置を採ることなどを勧告することとしているところ、最近、下請法違反行為を行っていた親事業者が当委員会に対して自発的に違反行為を申し出た事案があった。

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することにかんがみ、当該事案については、以下のような事由が認められたことから、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとした。

今後、当該事案と同様の自発的な申出が親事業者からなされ、かつ、以下のような事由が認められた場合には、親事業者の法令遵守を促す観点から、同様の取扱いをすることになる。

- 1 公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
- 2 当該違反行為を既に取りやめている。
- 3 当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置(注)を既に講じている。
- 4 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
- 5 当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。

(注) 下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去1年間分を返還している。

独占禁止法の課徴金の現行算定率及び設定根拠一覧(算定率)

参考10-5

行為類型	事業規模	業種	基本	早期離脱	繰り返し違反	主導的役割
不当な取引制限	大企業	卸・小売以外	10% (※1)	8% (※2)	15% (※3)	15% (※4)
		卸	2% (※5)	1.6% (※6)	3% (※6)	3% (※6)
		小売	3% (※5)	2.4% (※6)	4.5% (※6)	4.5% (※6)
	中小企業	卸・小売以外	4% (※7)	3.2% (※8)	6% (※8)	6% (※8)
		卸	1% (※9)	0.8% (※8)	1.5% (※8)	1.5% (※8)
		小売	1.2% (※9)	1% (※8)	1.8% (※8)	1.8% (※8)
事業者団体の禁止行為	大企業	業種	基本 (※10)	早期離脱 (※10)	繰り返し違反	主導的役割
		卸・小売以外	10%	8%	— (※11)	
		卸	2%	1.6%		
	小売	3%	2.4%			
	中小企業	卸・小売以外	4%	3.2%		
		卸	1%	0.8%		
小売		1.2%	1%			
支配型私的独占	一律 (※15)	業種	基本 (※12)	早期離脱	繰り返し違反	主導的役割
		卸・小売以外	10%	— (※13)	15% (※14)	— (※13)
		卸	2%		3% (※14)	
		小売	3%		4.5% (※14)	
業種	基本 (※16)	早期離脱	繰り返し違反		主導的役割	
排除型私的独占	一律 (※15)	卸・小売以外	6%	— (※13)	9% (※14)	— (※13)
		卸	1%		1.5% (※14)	
		小売	2%		3% (※14)	
		業種	基本		早期離脱	
不公正取引4類型	一律 (※20)	卸・小売以外	3% (※17)		— (※18)	
		卸	1% (※19)			
		小売	2% (※19)			
		業種	基本			
優越	一律 (※22)	一律	1% (※21)		— (※18)	

独占禁止法の課徴金の現行算定率及び設定根拠一覧(設定根拠)

	※	設定根拠
不当な取引制限	1	①過去の事例で約8%の不当利得がみられたこと、②重加算税など他法令で4割増しの金銭を徴収する制度があった点等を踏まえ、違反行為抑止の観点から必要最小限の水準を設定。
	2	違反行為を行った以上、調査開始前によめたとしても、やり得とならないよう、少なくとも不当利得相当額を下回することは適当でないとして、不当利得相当額の8%に設定。
	3	過去の事例でみると、初犯の事案と比べて5割程度利得が高くなっているものとみられること等を踏まえ、違反行為を防止する観点から15%に設定。
	4	①繰り返し違反に対する割増算定率が15%であること、②過去の事例でみると、データの件数は少ないものの、主導的役割が存在する場合の利得と存在しない場合の利得を比較すると2倍以上と推察されること、③EUの制裁金算定実務で4割増しとされていることを踏まえ、15%に設定。
	5	①卸・小売業の取引は、取引を媒介し、それに対する手数料的なものとして対価を受けるという側面が強く、結果としても利益率が小さくなる特色があること、②法人企業統計によると卸・小売業の利益率が大きく異なる(法人企業統計の売上高営業利益率の数値が、全体で5.9%、卸売業が1.1%、小売業が2.2%)ことを踏まえて、平成3年改正により、原則:卸:小売=6:1:2という率で設定された。その後、平成17年改正において、基本算定率が10%に引き上げられるに伴い、従前の原則:卸:小売=6:1:2を単純にスライドさせて、原則:卸:小売=10:2:3に設定(卸は単純にスライドすると、1.6%であるが、1%では違反行為防止には十分といえないおそれがあり、端数を切り捨てずに2%と設定)。
	6	卸・小売以外の各算定率と同様の比率となるように、基本:早期:繰り返し:主導=10:8:15:15を単純にスライドさせて、卸について、基本:早期:繰り返し:主導=3:2.4:4.5:4.5に設定。
	7	平成3年改正において、①企業の価格交渉力はその企業の規模によっても左右され、カルテルによる経済的利得も企業の価格交渉力に応じて変化することから、中小企業の場合は利得の水準が低いと考えられること、②規模の大小を区別せずに一定率を引き上げると中小企業にとって相対的に大きな経済的負担が課されること、③大企業によって経済的カルテルが行われた場合には、国民経済に与える影響は重大であること等を踏まえ、原則算定率の6%に対し、3%という率が設定され、平成17年改正の不当な取引制限の算定率の引き上げ時には、平成3年改正当時の状況と比べ、中小企業は資金的な負担力が低くなっている状況がみられることから、大企業に対する算定率の引き上げと同様に引き上げることはせず、4%に設定。
	8	※6と同様に、大企業の比率(基本:早期:繰り返し:主導=10:8:15:15)を単純にスライドさせて設定。
	9	平成3年改正において、大企業と同様(※5、7参照)に、法人企業統計の中小企業の売上高営業利益率が3.4%、卸売業が1.1%、小売業が2.2%であったことを踏まえ、中小企業においては、原則:卸:小売=3:1:1と設定された。その後、平成17年改正において、基本算定率が10%に引き上げられるに伴い、原則:卸:小売=10:2:3という大企業の比率変更と揃える形で、原則:卸:小売=4:1:1.2に設定。
事業者団体の禁止行為	10	事業者が違反行為者である場合における算定根拠は、事業者団体に対してもその趣旨は同様に当てはまることから、事業者が違反行為者である場合と同様の方法で設定。
	11	繰り返し違反の算定率については、事業者団体が違反行為を繰り返した場合でも、課徴金納付命令を受ける違反事業者が繰り返しているわけではないことから、設定されていない。 主導的役割の算定率については、事業者団体の違反行為について、課徴金を賦課することから、個別の構成事業者が主導的役割を果たしたかどうかという点は考慮されないことから、設定されていない。
支配型私的独占	12	支配型の基本算定率は、当該一定の取引分野においてカルテルが行われているのと経済実態として異ならないことから、不当な取引制限と同じ算定率を設定。
支配型排除型私的独占共通	13	早期離脱の算定率については、カルテル・入札談合のように違反行為から離脱しにくいという面が比較的薄いことから、設定されていない。 主導的役割の算定率については、主導的役割を果たす事業者の存在が、入札談合及びカルテル等の共同行為を容易にし、当該行為の違反行為の実効性を高めていることから適用されるものであって、単独行為を基礎とする私的独占には必ずしも妥当しないことから、設定されていない。
	14	繰り返し違反は、違反行為防止の観点から一度課徴金を課されたにもかかわらず、再度違反行為をしたことを理由に適用されるものであり、私的独占にも適用されると考えるのが適当。業種別は※6と同様にスライドする形で設定。
	15	①排除型私的独占及び支配型私的独占については、市場における一定程度以上有力な地位を有する事業者でなければこれを行うことは困難と考えられること、②仮に、そのような地位を有する中小企業が存在するとしても、他者を排除できるほどの市場支配力があれば、価格交渉力は弱いとはいえないことから、中小企業算定率は設定されていない。
排除型私的独占	16	独寡占市場における営業利益率を基に設定。業種別は※6と同様にスライドする形で設定。
不公正取引4類型	17	基本算定率は、過去の4類型の事案における違反行為者単位の売上高営業利益率(約2.7%)を踏まえて設定。
	18	いずれの算定率も、共同行為である不当な取引制限を主な対象としているため、設定されていない。
	19	不当な取引制限及び支配型私的独占においては、業種によって売上高に対する利益の比率が異なることを考慮して業種別の算定率が設けられている(※5、16参照)ところ、これは排除型私的独占にも妥当することから、業種別算定率を設けているのに倣って設定。
	20	導入する必要性に乏しいため、中小企業算定率は設定されていない。
優越	21	過去の事案を参考として、取引額に乘じる課徴金算定率を1%に設定。また、卸売業及び小売業の間で算定率に違いを設けた趣旨が、製造業と比較して売上額に対する利益が小さい点にあるところ、優越規制は「取引額」を算定の基礎としているため、業種別算定率を設ける理由に乏しいため設定されていない。
	22	優越的地位の濫用はその優位性を背景に行われるものであるから、中小企業算定率は設定されていない。